

**柳津町役場地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和4年～令和6年

**柳 津 町
(令和4年1月)**

《 目 次 》

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 削減指標とする温室効果ガスの種類・・・・・・・・ 3

第2章 二酸化炭素排出の現状と削減目標

- 1 第1期の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 取り組み内容

- 1 取り組みの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 具体的な取り組み<エコ取り組み事項>・・・・・・・・ 4

第4章 取り組み方法

- 1 取り組みの推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 職員への意識喚起・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第5章 実施状況の検証

- 1 実施状況の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 実施状況の指標の把握時期・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 実施状況の公表・公報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素やメタン等）の大気中濃度が増加し、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超過して温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象で、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素の人為的な排出が増え、その濃度が急速に上昇しました。地球温暖化が進行すると、海面水位が上昇し陸域の減少、豪雨や干ばつ等の異常気象の増加のほか、生態系のバランスや食糧生産にも影響が及ぶといわれています。

このような中、地球温暖化に関する国際的な動きとして、平成9年に地球温暖化防止対策京都会議「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議」（COP3）が開催され、温室効果ガスの削減に向けて世界的に取り組むことが確認され、京都議定書が採択されました。この中で、我が国が排出する温室効果ガスを平成20年から平成24年の期間に、平成2年と比較して6%以上削減する目標が定められました。

これを受け、国では平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」が制定されました。その中で、都道府県及び市町村は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量に関する計画を策定し、その実施状況の公表が義務付けられました。

また、平成27年には、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32年（令和2年）以降の地球温暖化対策として「パリ協定」が採択されました。これは「京都議定書」以来18年ぶりとなる国際合意であり、世界196か国・地域が参加する温暖化対策の協定です。この中では、世界共通の長期目標として産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制するとともに、平均気温上昇を1.5℃未満に抑える努力の継続、また、目標として今世紀後半に継続することが定められています。

これを受け国では、平成32年（令和2年）以降の新たな温室効果ガス削減目標として、平成42年度（令和42年）の温室効果ガス削減目標を平成25年度比26%減の水準とする「日本の約束草案」が閣議決定され、平成27年11月には「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。また、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための唯一の地球温暖化に関する総合計画「地球温暖化対策計画」が、平成28年5月に策定されました。

また、令和2年には第203回臨時国会において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

本町役場では、温対法施行を受け、平成21年に柳津町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）（第1期）、を策定し、一事業者としての温室効果ガスの削減に取り組みを開始し、平成24年度から平成26年度までの3年を計画期間とした第2期実行計画を策定して、地球温暖化対策に取り組んできました。

その後、計画の見直しはなされずにいましたが、2050年のカーボンニュートラルに向け、本町事務及び事業による温室効果ガス排出量削減に取り組むため、新たな実行計画を作成するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、温対法第21条第1項に基づいて、本町役場すべての事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むために策定するものであり、本実行計画の位置付けは、以下のとおりです。

- ・柳津町総合計画「第6次振興計画」に基づいて、事業者として柳津町役場が実施する計画です。また、本実行計画を基礎とし「柳津町再生可能エネルギー導入推進計画（仮）」の策定を推進し、持続可能な社会の実現を目指すものです。
- ・福島県の「福島県地球温暖化対策推進計画」を受けた取組の一環を成します。
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第10条により、市町村に策定努力義務のある環境物品調達方針に留意しています。

3 計画の期間及び基準年度

計画期間は、令和4年から下記の表のとおり1期間を3年間とし、実行計画の基準年度は、令和3年とします。

	第1期計画	第2期計画	第3期計画
基準年度	R 3	R 6	R 9
計画期間	R 4～R 6	R 7～R 9	R 10～R 12
目標年度	R 6	R 9	R 12

4 計画の対象範囲

実行計画の対象は、本町役場すべての事務及び事業とし、出先機関等を含めたすべての組織及び施設、公用車をはじめ、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業についても対象とします。また、建設や取得により新たに増えた施設は随時算定の対象に加えていきます。具体的な組織・施設は、次に示すとおりです。

所管課	区分	施設等
総務課	A	本庁舎、地域住民交流センター（ゆきげ館）※西山支所、公用車
	C	旧渡部ヨシノ邸、備蓄倉庫、防犯灯（街灯含む）、消防屯所、消防ポンプ車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、発電機、投光器
みらい創生課	A	公用車
町民課	A	国民健康保険診療所 ※国民健康保険診療所西山出張所、公用車
	B	健康福祉プラザ銀山荘
保育所	A	柳津保育所、※西山保育所
地域振興課	A	公用車、観光案内所
	B	つきみが丘町民センター、観光物産館（清柳苑）、観光休憩施設（ほっとinやないづ）、西山温泉山村公園、森林公園
	C	まちなか多目的公園（きよひめ公園）、観光休息施設（ほっとinまちなか）、林構倉庫、会津柳津駅前公衆トイレ、滝谷駅トイレ、瑞光寺公園（公衆トイレ含む）、防犯灯（街灯含む）
建設課	A	公用車
	B	柳津浄化センター、西山地区排水浄化センター、郷戸地区排水浄化センター、野老沢地区排水浄化センター、大成沢地区排水浄化センター、藤地区排水浄化センター、麻生地区浄化センター、久保田地区浄化センター、柳津配水池、石坂・長窪浄水場、小ノ川浄水場、久保田浄水場、防雪サブセンター、サブセンター小ノ川車庫
	C	町営住宅（柳ヶ丘・大平・長坂・上村団地）、後継者独身住宅、若者定住促進住宅、発電機
教育課	A	斎藤清美術館、斎藤清アトリエ館、学校給食センター、公用車、柳津小学校、西山小学校、会津柳津学園中学校
公民館	A	柳津公民館 ※西山公民館、公用車、B&G海洋センター施設（体育館、プール、テニスコート、グラウンド、艇庫）

注：区分は次のとおりです。

A：本計画実施の中心となる施設

B：施設等の管理が指定管理者等のため、本実行計画の実施を要請する施設

C：使用量等の把握を行い、長期的な省エネ改修等を進める施設

5 削減指標とする温室効果ガスの種類

温対法では、温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類について対策を講じていくことが定められています。特徴については以下のとおりです。

本実行計画では、全温室効果ガスの中で排出量が9割と大きな比率を占める二酸化炭素を削減の指標とします。

温室効果ガス	地球温暖化係数※	主な排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	石油・石炭・天然ガス等の化石燃料の燃焼などにより発生。
メタン（CH ₄ ）	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどにより発生。
一酸化窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、田畑への施肥、工業プロセスなどにより発生。
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	数百～1万程度	スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒等を使用されるほか、化学物質の製造プロセスなどにより発生。
パーフルオロカーボン（PFCs）	数千～1万程度	半導体の製造工程などにより発生。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	電気の絶縁体等を使用される。
三フッ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体の製造工程などで使用される。

※「地球温暖化係数」：二酸化炭素、メタン等の各種温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。

第2章 二酸化炭素排出の現状と削減目標

1 第1期の目標

(1) 全体目標

第1期では、令和3年を基準として、二酸化炭素の排出量を令和6年までに令和3年比5.0%削減することが目標となります。令和3年の二酸化炭素排出量は、1014.1トンであるため、令和6年には963.5トンに減少することになります。

(2) 個別目標

本実行計画では二酸化炭素排出量のみでなく、各燃料使用量の削減量も考慮対象とし、3年間でガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、電気、それぞれ5%減とします。

	単位	令和3年		▲5% →	令和6年		構成比
		年間消費量	CO ₂ 排出量		年間消費量	CO ₂ 排出量	
ガソリン	ℓ	31,000.9	72.6		29,450.9	69.0	7.2%
灯油	ℓ	34,047.0	86.5		32,344.6	82.2	8.5%
軽油	ℓ	109,527.7	280.1		104,051.3	266.1	27.6%
A重油	ℓ	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0%
LPガス	kg	77,972.2	52.1		74,073.6	49.5	5.1%
電気	kWh	1,007,576.0	522.8		957,197.2	496.7	51.6%
計・CO ₂	t		1,014.1			963.5	100.0%

※ 環境省の地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムにより算出（排出計数はシステムにより自動算出）。

第3章 取り組み内容

1 取り組みの基本方針

本実行計画の目標達成のため、以下の3点を取り組みの基本方針とします。

- ① 職員の意識改革の徹底
- ② 可能な範囲での長期的な施設改修・省エネルギー改修
- ③ 再生可能エネルギーの導入推進

2 具体的な取り組み<エコ取り組み事項>

基本方針を踏まえて、以下の6分野で取り組みを進めます。なお、結果から改善の必要な項目や積極的に進めたい項目については、次年度に重点を置いて進めます。

- ① 省エネルギー対策
- ② 省資源・リサイクル対策（ごみの削減を含む）
- ③ 環境に配慮した調達（グリーン購入を含む）
- ④ 施設のエコ改修等の促進
- ⑤ 公共工事における環境負荷の低減
- ⑥ 再生可能エネルギー導入の拡大
- ⑦ その他

CO₂削減につなげるための具体的な行動は次のとおりです。

基本方針	実施項目	具体的な行動
① 省エネルギー対策	電気の使用抑制 (照明)	① 勤務時間外(昼休み、残業時)における執務室などの照明は、必要な箇所以外は消灯する。 ② 使用していない部屋の照明は消す。 ③ 十分な光量が得られる時は、自然光を活用する。
	電気の使用抑制 (OA機器等)	① 退庁時などOA機器等を使用しない時は、主電源を切る。 ② 省エネルギー管理機能を活用する。
	電気の使用抑制 (冷暖房)	① クールビズ、ウォームビズを推進する。 ② 冷房は28℃以上、暖房は20℃以下に設定するよう心がけ、エアコン・暖房器の温度設定の管理を徹底する。 ③ 窓の開閉やブラインド等を活用し室内温度の調節を図る。 ④ エアコン・暖房器を使用する場合は、定期的にフィルターを掃除し、オフシーズンはプラグを抜く。 ⑤ 冷房機は早めのOFF・遅めのONを心がけ、使用時間を抑制する。
	適正運転の実施	① 駐停車時のアイドリングストップを徹底する。 ② 急発進・急加速に注意し、省エネ運転を心がける。 ③ 経済速度(一般道は50km/h、高速道は80km/h)を目安に法定速度を遵守するとともに一定速度を心がける。 ④ タイヤの空気圧を適正に保つとともに、車内に余分な荷物は積まない。
	公用車燃料の使用抑制	① 低公害車や低燃料車を優先的に利用する。 ② 相乗りなどによる公用車の効率的利用を図る。
	私用車の使用抑制	① 通勤においても経済速度(一般道は50km/h、高速道は80km/h)を目安に法定速度を遵守するとともに一定速度を心がける。
	灯油・A重油の使用抑制	① 時間短縮等効率的な使用を心がける。 ② 暖房は20℃以下に設定するよう心がける。
	LPガスの使用抑制	① 火力の調整(中火)・適切な使用時間を心がける。 ② 食器等の洗浄の際は、支障のない範囲で低めの温度設定にする。
	労働時間の短縮等	① 効率的・計画的な事務処理に努め、残業時間の削減を図る。 ② ノー残業デーを推進する。 ③ 土日・祝日の不要な出勤はできる限り控える。
② 省資源・リサイクル対策	用紙類の削減	① 両面コピー・両面印刷を徹底し、ミスコピーをなくす。 ② 縮小可能なものは、縮小コピー・縮小印刷に努める。 ③ 資料等をデジタル化して、紙の使用を抑える。 ④ 会議資料の簡素化や配布資料の部数の適正化を推進する。 ⑤ 電子メールや情報共有ツールの利用を推進し、FAXの利用は控えるなど、紙使用量の削減に努める。 ⑥ シュレッダーの使用は個人情報や機密文書等に限定し、片面使用済み用紙はメモ用紙に使用するなど、できる限り廃棄量を減らすよう務める。
	事務事業等による廃棄物の削減	① 使い捨て製品の購入を控え、再利用・再生利用が可能な商品の購入に努める。 ② 備品等はできるだけ修理利用に努め、長期間使用する。

	個人行動から廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ① 事務用品類は最後まで使い切る。 ② ごみを減量するために、昼食等に食べ残しが無いよう、適量の購入・持参に心がける。 ③ マイバッグ・マイ箸の利用を進めるとともに、ごみとなる製品の購入を控える。
	水の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ① 給湯室利用時や洗車時等における日常的な節水の励行に努める。 ② 施設管理者は、水漏れ点検を定期的実施する。
③ 環境に配慮した調達の推進	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 事務用品は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律適合品やエコマーク・グリーンマーク等の対象製品の購入に努める。 ② O A機器は、省エネ型で環境負荷の少ない製品の購入に努める。 ③ 用紙等は、再生紙の購入を推進し、古紙パルプ配合率70%以上の製品とするよう努める。
	町民配布物品への環境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 町民配布用物品は、環境に配慮した物品とするよう努める。 ② 教育用教材は、環境に配慮した物品とするよう努める。
④ 施設のエコ改修等の推進	エコ改修の実施とエコ製品の導入	<ul style="list-style-type: none"> ① 各施設の使用電力・燃料の規格を把握し、照明設備、照明器具はLED等消費電力の少ないものへ更新するなど、優先度を見極めながらエコ改修に努める。 ② 公用車の更新時は、ハイブリッド車などの低燃費車、電気自動車等の導入に努める。 ③ 機器を購入する場合は、省エネ型・節水型で環境負荷の少ない製品の購入に努める。
	エコな施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ① ブラインドや緑のカーテン等を利用し、室内温度の低減を図る。 ② 各設備・機器の使用エネルギー量を把握し、使用量節減に努める。
	⑤ 公共工事における環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共工事の際には、一定の環境負荷低減効果が認められている資材、建設機械、工法、又は目的物の使用をできる限り義務付ける。 ② 廃棄物の削減及びリサイクル等の環境配慮を行う。 ③ 入札参加資格に、ISO14001等の認証取得を検討する。 ④ 県産材や地域材の活用推進に努める。
	⑥ 再生可能エネルギー導入の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備や改修時は、太陽光発電設備等をはじめ再生可能エネルギー設備の導入を検討しながら有効な方策を探る。 ② バイオマス・地熱・小水力などを利用した再生可能エネルギーの導入を検討する。 ③ 再生可能エネルギーの自家消費や蓄電方法等の検討を行い、持続可能な社会実現に努める。
	⑦ その他	<ul style="list-style-type: none"> ① カーボンニュートラルの実現に向け必要不可欠である森林環境の保全と適正な管理に努める。 ② 庁舎内での連絡事項や地球温暖化対策に係る情報等については、庁舎ネットワークの活用をさらに徹底し、資源の使用を抑える。

第4章 取り組み方法

1 取り組みの推進体制

本実行計画の推進には、組織全体の理解と協力が必要です。従って、「柳津町役場地球温暖化対策実行計画推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、本実行計画の企画・実行・実施状況報告・見直しを進めます。なお、推進本部は庁議をもって構成し、本部長等は下記のとおりとします。

(1) 推進本部

本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）、推進本部員（各課長）を以って構成し、本実行計画の策定と改定、毎年の企画・見直しを行います。

(2) 推進担当者

各課（係各1名）において、推進本部員から指示を受け、本実行計画の実施及び状況報告に当たります。

(3) 各職員

本実行計画の目標を理解し、職場及び家庭において、温暖化防止に積極的に取り組みます。

(4) 事務局（地球温暖化防止担当係）

本実行計画の事務全般を担い、本部長の下で効果的な計画実施を行います。

2 職員への意識喚起

職員における実行計画の目的意識の共有は、本実行計画の実行上重要であるため、全職員を対象に、以下の方法で意識喚起を積極的に行います。

- ① 取り組み内容の掲示：職員や町民の目に触れる場所に節電・節水等の掲示を行う。
- ② 取り組み結果の共有：各年度の取り組み状況を庁内ネットワーク等で周知する。
- ③ 各種講習会・説明会：取り組みの全体像を紹介し、事務局の持つ情報を広く共有する。
- ④ エコ提案の導入：職員から温室効果ガス削減のための案を募る。

第5章 実施状況の検証

1 実施状況の指標

本実施計画の取り組み状況の把握のため、以下のものを指標とし、各所管課より定期報告を受け、事務局にて集計します。

- ① 使用量及び使用料金
燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油、混合油、オイル、LPガス）、電気、水道
- ② エコ取り組み実施状況
- ③ コピー使用量
- ④ 新規購入車の状況
- ⑤ グリーン購入の状況
- ⑥ 太陽光発電量

2 実施状況の指標の把握時期

実施状況は以下の通り概ね半年ごとに把握し、その他必要に応じて把握します。
上半期（1～6月分）7月、下半期（7～12月分）1月

3 点検・評価

定期的に進捗状況の把握を行い、事務局において年1回の点検評価を行います。

4 実施状況の公表・公報

本実行計画の実施状況は集計し、広報紙、ホームページ等で公表します。